

令和 9 年度 国の施策 及び予算に関する要望書

＜厚生労働省＞

令和 8 年 7 月

特 別 区 長 会

令和 8 年 7 月

厚生労働大臣 殿

特別区長会会長

吉 住 健 一

令和 9 年度国の施策及び予算に関する要望について

平素から、特別区政の運営に対して、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

特別区は首都東京の行政を担う基礎自治体として、住民の期待に的確に対応すべく、様々な分野で積極的な取組を進めているところです。

しかしながら、都市の住民にとって喫緊の課題である、医療保険制度や予防接種の充実等を図るためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

つきましては、国における令和 9 年度予算の編成にあたり、特別区の事情を十分ご賢察のうえ、次の要望を実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

<要望事項>

	頁
1 ホームレス自立支援策の充実・・・・・・・・・・	1
2 生活保護制度の充実・改善・・・・・・・・・・	2
3 障害者施策の充実・・・・・・・・・・	3
4 介護保険制度・高齢者福祉制度の充実・・・・・・・・	5
5 医療保険制度の充実・・・・・・・・・・	7
6 予防接種の充実・・・・・・・・・・	9
7 受動喫煙対策の強化・・・・・・・・・・	10
8 火葬場に係る課題への対策・・・・・・・・・・	11
9 民泊に係る問題への対策・・・・・・・・・・	12

1 ホームレス自立支援策の充実

都市部でのホームレス対策は地方公共団体の取組だけでは抜本的な解決は困難であり、かつ生活保護制度等の他の施策への影響が極めて大きいことから、国はその対策を積極的に講じるべきである。

そこで、国はホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び生活困窮者自立支援法の趣旨に基づく施策の実現を目指し、明確な責任の下に総合的な対策を進めるため、次の方策を講じること。

(1) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の延長

ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とするホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の趣旨・理念に基づき、ホームレス対策を更に推進するため、法の期限を延長すること。

(2) ホームレス対策事業への財政措置

生活困窮者自立支援法の中で「自立相談支援事業」及び「一時生活支援事業」として位置付けられている、都と特別区が共同で行うホームレス対策事業に係る費用（事務費及び人件費）については、広域的な施設整備等を含め、国の責任において全額国庫負担とすること。

2 生活保護制度の充実・改善

生活保護制度は、本来ナショナルミニマムとして国が責任を持って実施すべきであることから、今後も中長期的な視点に立った制度の見直しを行うこと。とりわけ、次の方策を講じること。

(1) 生活保護制度の見直し

高齢者世帯に対して、金銭給付に特化するなど、現行の生活保護制度と切り離した新たな生活保障の仕組みを創設すること。

(2) 国の責務と負担の明確化

生活保護制度は全国一律の社会保障制度であり、国が責任を持って実施すべきであることから、生活保護費及び人件費を全額国庫負担とすること。

(3) 生活実態に即した生活保護基準の設定

生活保護基準の設定に際し、大都市の実態に即した住宅扶助の見直しや夏季加算の創設等、適切な基準を設定すること。

3 障害者施策の充実

障害者施策の充実のため、地域の実情に応じた財政措置等が行われるよう、次の方策を講じること。

(1) 障害福祉サービス事業（自立支援給付や地域生活支援事業等）の充実と地域の実情に即した財政支援の拡充

障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」等の障害者支援に対する国の財源を確保し、特別区の超過負担が生じないよう、特別区の事業執行額に見合った負担や補助等を行うこと。

また、障害福祉サービスの利用者負担額に係る所得区分「一般2」の負担上限月額について、「一般1」との均衡を鑑み、見直しを行うこと。

(2) 福祉基盤整備に対する財政支援の拡充

重度障害者向けグループホーム等の用地取得費について、都市部の実情を十分踏まえ、補助対象とすること。

また、施設整備（新規及び拡張整備）については「社会福祉施設整備費補助金」等の財源確保及び基準額の拡大を行うこと。

加えて、国有地を活用した施設整備を行う際は、介護施設と同様に賃料を10年間5割減額される措置を講じること。

(3) 福祉人材の確保、育成及び処遇改善のための財源の確保

障害福祉サービスの利用に係る相談支援事業の推進を図るため、相談支援専門員が専従職員としてサービス等利用計画の作成業務に従事できるよう、報酬額を増額するなど、福祉人材の確保、育成及び処遇改善に向けた財源を確保すること。

(4) トワイライト事業等の制度見直し及び支援の拡充

- ① 放課後等デイサービスについて、重度の知的障害児等への対応のため、人員基準以上に職員を配置した際に、実際の支援内容が適正に報酬として評価されていないことから、人員基準以上の職員配置による支援内容を適正に評価する報酬体系の見直しを行うこと。

また、障害児の状況に合わせた指標を設け、指標に該当する障害児の利用者に占める割合に基づく報酬区分を設定すること。

- ② 特別支援学校卒業後の障害者が利用できる放課後等デイサービスと同様の福祉サービスがないことから、既存の障害福祉サービス事業所等が、夕方から夜にかけて障害者への夕食・入浴の提供や社会に適応するための日常的な訓練等を行うトワイライト事業を実施することができるよう、制度を構築すること。

4 介護保険制度・高齢者福祉制度の充実

急速な高齢化の進行に伴い、要介護認定者数は毎年増加し、介護サービスの提供は増加の一途をたどっている。

また、介護保険制度の円滑な運営の要となる人材確保と定着について、現在の支援策では抜本的な解決とはなり得ていない。

このため、次の方策を講じること。

(1) 人材の確保・定着及び育成等に関する継続的な施策の実施

地域特性に応じた質の高い、安定したサービスを提供できるよう、必要な人材の確保に向けた取組を拡充するとともに、実態に即した評価やキャリア形成に応じた報酬を担保するなど、人材の確保・定着及び育成のための継続的な施策を実施すること。

特に、介護報酬については、他分野と介護・福祉分野の平均賃金格差を踏まえ、抜本的な見直しを図ること。

(2) 施設整備への財政支援の拡充

① 特別養護老人ホームの施設整備補助について、現在補助対象となっていない用地取得費を補助対象とするとともに、地価及び物価水準の高さを考慮し、特別区等、都心部における補助額を増額すること。

さらに、待機者のニーズに応じた従来型多床室の整備も認めること。

② 国有地活用策としての特別養護老人ホーム施設整備について、定期借地権による貸付減額措置を継続すること。

③ 「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」について、整備を必要とする施設の整備が確実に進むよう、「加速化対策」

を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

(3) 介護施設等に対する物価高騰対策支援

介護保険施設の基準費用額（食費）について、事業者負担を軽減するため、物価高騰分や都市部の実情を考慮した額に引上げる。

5 医療保険制度の充実

国民健康保険制度は、高齢者の加入が多いことなどから、一人当たりの医療費が高い一方、社会保険の適用拡大の影響により、収入のある被保険者層が減少し、被保険者全体の所得水準が低い状況に拍車がかかっている。低所得者が多いために保険料の負担能力が低い構造の中で、更なる高齢化の進展に伴う医療費の増等により、年々、一人当たり保険料が上昇し、保険者及び被保険者の負担が増していくという課題を抱えており、その運営は大変厳しい状況である。

さらに、特別区においては、転出入率が高いことなどにより、保険料徴収に関して非常に厳しい環境下に置かれるなど、保険者の努力だけでは解決し得ない大都市特有の事情による様々な課題も抱えている。

このため、国民健康保険制度が安定的かつ持続的に運営できるよう、次の方策を講じること。

(1) 保険者への更なる財政支援と被保険者の保険料負担軽減策の拡充

定率国庫負担割合の増加や、調整交付金の財政調整分の別枠化、介護納付金に係る支援措置の実施等、国庫負担を充実させ、国保財政基盤を強化拡充すること。

また、低所得者層に対する、より一層の保険料負担軽減を図り、住民サービスが低下することなく、国民皆保険が安定的かつ持続的に運営できるよう、国の責任において更なる財政支援を講じること。

（２）子育て世帯への支援

令和９年４月から子どもに係る均等割保険料の軽減措置が高校生年代まで拡大される予定であるが、依然として大きい子育て世帯の経済的負担を軽減するため、公費による軽減割合の拡大を早急に検討し、軽減措置の強化を図ること。

（３）国民健康保険制度の抜本的な見直し

国民皆保険制度を持続可能なものにしていくために、財政支援だけでなく、構造的課題の解決に向けて、医療保険制度の一本化等、国の責任において抜本的な制度の見直しを行うこと。

6 予防接種の充実

予防接種は、国民の生命と健康を守る重要な事業であり、特に次世代を担う子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支えるには、予防接種を継続的・安定的に実施することが必要である。

このため、自治体の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、予防接種法で定める定期予防接種に係る必要な経費を、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。

7 受動喫煙対策の強化

改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の全面施行による屋内喫煙の規制強化に伴い、屋外における喫煙対応の必要性が増加しており、屋外での喫煙に対する区民からの苦情や通報が絶えないことから、効果的な受動喫煙対策を行うことが重要である。

このため、受動喫煙対策を講じた公衆喫煙所の整備や維持管理に対する補助制度を創設するとともに、国有地の提供等を行うこと。

8 火葬場に係る課題への対策

火葬場はその経営主体に関わらず、公共的な役割を担っており、安定的かつ継続的な運営が求められる。

火葬場の公共性を確保するためには、料金等への対応に限らず、その前提となる重要な経営方針の変更や実質的な経営主体の変更に際して、監督官庁が事前に把握し、必要に応じて関与できる仕組みが不可欠である。

国は、監督官庁に対し、法令等に基づく指導等の権限行使を求めているが、法令に明確な規定は無く、指導等の実効性が担保できない現状である。

地域の火葬需要への対応又は住民生活に支障が生じることのないよう、民間火葬場の重要な経営方針の変更等に関する監督官庁の事前関与の在り方について、国の責任において必要な規定等を整備すること。

9 民泊に係る問題への対策

住民生活との調和と宿泊需要への対応の両立に向け、地域の実情に応じた規制手法を拡充し、実効性のある対策を講じることが不可欠であることから、国の責任において早急に住宅宿泊事業制度を見直し、以下の方策を講じること。

- ① 住宅宿泊事業法第18条に基づく条例による住宅宿泊事業の実施制限については、区域と期間以外の事項についても、自治体が地域の実情に応じて柔軟に定めることができる規定を明文化すること。
- ② 住宅宿泊事業の届出制度について、更新制を伴う許可制度に改めること。また、住宅宿泊事業者は、国内に住所を有する者に限定すること。
- ③ 住宅宿泊管理業者の登録要件を再度厳格化し、適正な管理を行うよう指導監督を徹底するとともに、管理業務の再委託を禁止すること。
- ④ 住宅宿泊仲介業者への指導監督を徹底するとともに、違法物件を掲載した住宅宿泊仲介業者に対しては法に基づく行政処分を厳格に適用すること。
- ⑤ 旅館業法第7条の2第3項の規定による業務停止命令を受けた者を、同法第3条第2項及び住宅宿泊事業法第4条の欠格事由に追加すること。また、住宅宿泊事業法第16条第2項の規定による廃止命令を受けた者を、旅館業法第3条第2項の欠格事由に追加すること。
- ⑥ 適正かつ地域に貢献する事業者を支援する制度について検討すること。